

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	知事政策局国際戦略グループ
契約締結年月日	令和2年4月1日
契約者名	公益財団法人山梨県国際交流協会
契約名	山梨県海外技術研修員及び外国人留学生等の受入に係る生活指導等の業務委託
契約金額 (税込み)	3, 101, 557円
随意契約理由	<p>当該委託業務は、山梨県立国際交流センター（以下、「国際交流センター」という。）を宿泊施設として利用している海外技術研修員や外国人留学生等（以下、「研修員等」という。）に対し、体調管理や日常生活における疑問や悩みへの助言、入退居に係る居室整備の支援、研修員等の受入機関との連絡調整、利用者同士や地域住民との交流を目的としたイベントの開催や情報提供、避難訓練の実施や交通ルールの指導、報告書やレポート等の作成指導といった生活全般における指導や支援を行うものである。</p> <p>研修員等が宿泊施設として利用している国際交流センターには、公益財団法人山梨県国際交流協会（以下、「国際交流協会」という。）が事務局を置き、指定管理者として同センターの管理運営を行っている。国際交流協会は、同協会の定款第4条において、国際交流及び国際協力、多文化共生の推進に関することを事業として規定しており、外国人住民の生活に役立つ情報の発信や、協会職員による生活相談、弁護士による法律相談、市町村と連携した地域出張相談の実施、外国人住民のための防災教室や日本語講座、県民と外国人住民との交流イベント等を開催している。</p> <p>当該委託業務は、国際交流センターを利用している研修員等に対し、主に研修員等の生活の場である同センターにおいて、時間を問わずに指導や支援を行うものであることから、国際交流センターの管理運営を行っている国際交流協会が管理業務と一体で行うことが最も合理的である。また、海外からの研修生や留学生等に対し、内容が多岐に渡る指導等を行うためには、豊富な知識や経験、ネットワークが必要となるが、同協会は十分にそれらを有している。このため、こうした業務を行えるのは、国際交流協会のみである。</p> <p>以上から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、国際交流協会と随意契約とした。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号